

議案第162号

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部改正について

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月11日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例（平成15年静岡市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第4条中「午前9時から午後5時（7月20日から8月31日までの期間にあっては、午後6時）」を「午前10時から午後7時」に改める。

第5条中「12月30日から翌年の1月1日までの日」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

（1）月曜日

（2）12月30日から翌年の1月1日までの日

第6条中「次に掲げる施設」を「駿府匠宿の創作体験施設（以下「体験施設」という。）」に改め、同条各号を削る。

第10条第2項中「第6条各号に掲げる施設」を「体験施設」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 一般体験

（1）セット体験コース

種類	区分	単位	利用料金の限度額
竹千筋細工	虫籠	1回につき	2,130円
	花器		2,640円

指物	六角小箱		2,760円	
木製履物	ミニ下駄		1,680円	
漆器	箸		2,380円	
和染	ハンカチ		1,380円	
	のれん		2,640円	
陶芸	手ひねり		2,510円	
	電動ろくろ		4,020円	
	絵付け	湯のみ		1,750円
		皿		1,750円
レーザー加工	キーホルダー		1,380円	
サンドブラスト	コップ		1,380円	

備考

- 1 体験時間は、1回につき2時間以内とする。
- 2 利用料金の限度額には、材料費を含む。

(2) 自由体験コース

種類	単位	利用料金の限度額
竹千筋細工	1回につき	870円
指物		
木製履物		
漆器		
和染		
レーザー加工		
サンドブラスト		

備考

- 1 体験時間は、1回につき2時間以内とする。
- 2 利用料金の限度額には、材料費を含まない。

2 教室体験

種類	単位	利用料金の限度額
竹千筋細工	1教室につき	25,140円
指物		

ひき 挽物		
まき 時絵		
漆器		
和染		
陶芸		
サンドブラスト		
ガラス工芸		

備考 利用料金の限度額には、材料費を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例別表の規定に基づく静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。